

「子どもを守る家」実施要領

丹波篠山市青少年協議会

平成22年11月24日 制定

1 趣旨・目的

子どもが被害者となる犯罪や事件が起きている社会状況の中、警察や学校、保護者、地域住民や店舗が連携し、地域ぐるみで子どもの安全を守る取組を推進する。

子どもが登下校時等に不審者と遭遇し、身の危険や不安を感じたときの緊急避難場所となる「子どもを守る家」を設置し、子どもの犯罪被害を未然に防ぐ。

2 設置場所

丹波篠山市内の協力家庭・協力店舗

3 設置依頼、継続依頼

市青少年協議会（以下市青少協）・各青少年協議会（以下各青少協）より設置の依頼または継続の依頼を行う。

4 設置条件

- (1) 協力家庭・店舗には大人が概ね在宅しており、いざという時の子どもの保護が可能なこと。
- (2) 不在時の際のプレート掲示は協力家庭・店舗の判断に委ねるものとする。
- (3) プレートは子どもたちの目に付きやすい玄関や店先に掲示すること。
- (4) 子どもが危険を感じて駆け込んできたときには 別紙『「子どもを守る家」対応マニュアル』に従った対応をとること。

5 啓発

- (1) 協力家庭・店舗に「子どもを守る家」のプレートを掲示することにより、子どもの犯罪被害を抑止し、子どもの安心安全確保の意識および青少年を守り育てる意識の高揚を図る。
- (2) 協力家庭・店舗の住所（所在地）、氏名（店舗名）、電話番号を各学校・幼稚園・関係機関へ連絡するとともに、子どもへの目的・内容の周知を図る。

6 運営管理

- (1) 「子どもを守る家」の設置を承諾する者は「子どもを守る家」設置承諾書（別紙様式）を各青少協または、市青少協に提出する。
- (2) 「子どもを守る家」の設置、移動、並びに掲示の辞退等に関する事務は各青少協が行い、市青少協が連絡調整を行う。

7 関係機関等の連携（情報の共有化）

関係機関等の連携を図るため、協力家庭・店舗の住所（所在地）、氏名（店舗名）、電話番号（以下個人情報）を各学校、幼稚園、関係機関（別表）と共有する。

ただし、この個人情報は「子どもを守る家」の趣旨や目的に反することには使用しない。